

さいたま市社会福祉事業団

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をすることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間
- 2 課題 正規職員の6割は女性であり十分活躍をしているが、女性の管理職の割合が5割以下である。
- 3 内容

<目標> 子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度の周知を図り取得の促進に努める。(次世代)

<対策>

- 令和2年6月～ 休暇制度の周知啓発
- 令和4年6月～ 手引き等作成・配付
- 令和5年6月～ 取得状況の調査
- 令和6年6月～ 取得促進のための啓発

<目標> 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。(次世代)(女性)

<対策>

- 令和2年12月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年6月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和5年6月～ 取得促進のための取組の開始

<目標> 女性の管理職の割合を50%以上とする。(女性)

<対策>

- 令和3年4月～ 女性の管理職の割合を44%以上とする。
- 令和4年4月～ 女性の管理職の割合を46%以上とする。
- 令和5年4月～ 女性の管理職の割合を48%以上とする。
- 令和6年4月～ 女性の管理職の割合を50%以上とする。